

## 目次

B -CV-2nd-★控訴状20190910.....	2
B -CV-2nd-★準備書面①20191003.....	17
B -CV-2nd-★証拠追加20191029.....	22

# 控訴状

令和元年9月10日

東京高等裁判所 御中

## 控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1  
群馬県 同代表者 知事 山本一太 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575  
慰謝料請求控訴事件

訴訟物の価額 10万円  
貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の前橋地方裁判所 平成30年（ワ）第356号 慰謝料請求事件について令和元年8月29日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

### 主文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

### 1 虚偽表示無効

原判決は、「原告の請求は、損害の発生に係る争点を検討するまでもなく理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する」と判示しています。

しかしながら、当該事件の群馬県警職員らの対応は、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視していますから、警察として極めて不合理・不相当であり、彼らの職務上の故意または過失であり、不法行為です。

- 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

## 控訴の理由の説明

絵に描いたような脅迫劇を、警察や検察、裁判所が、極めて強引に隠蔽しました。いずれも私が訴えた当り前(圧倒的最大要素)の違法性を、根拠無く無視しています。  
①当り前を認めないことも、②訴えを無視することも、極め付けの社会不正義です。  
①当り前を認めないことは、事実認定の基本原則への違反であり、事実の否定です。  
詳しくは事件記録の通りですが、私が訴え続けて来た群馬県警の不当性とは、判断ないし捜査において、刑事的観点が毎回常に根拠無く欠落していたことです。  
当り前の判断要素が根拠無く欠落しているのですから、判断ないし捜査としての成立要件を満たしておらず、当然に無効です。  
同時にそれは、私の生命への無言の脅迫の継続という結果への、警察の職責による予見可能性に基く結果回避義務違反です。  
群馬県警による隠蔽を強調し、両当事者間の証拠力の格差是正も訴えておりました。  
私が訴えた群馬県警の露骨な不合理性は、両当事者の主張を見比べればわかつことです。  
具体的には、判決で述べている、取って付けたような理由と、私が訴えた当り前の疑いとを、比較衡量して合理性を示すほかは無いのに、後者を根拠無く無視しています。  
極めて片手落ちの理由であり、判決の成立要件を満たしておらず、当然に無効です。  
言い換えると、それはさて置き方式の判決であり、全く合理性が有りません。  
このように②基本的主張が審判されないので裁判を起こした意味が有りませんから、裁判を受ける権利の侵害であり、自決権ないし適正な手続を受ける権利の侵害であり、また、①当り前のことと根拠無く認めなかったことは事実の否定であり公序良俗違反です。  
①私の基本的主張が当り前で不可欠の観点であることと、②根拠無く無視していること(全く触れていないこと)、を必ず判定願います。

## 問題点の摘示

摘示すべき箇所が多過ぎて切りが無いので、判決書に則り、要点のみ下記に示します。  
まず共通事項として、平成31年4月26日付の準備書面(7)において「第4 各不法行為の補足」を行っておりますが、判決の不法行為に反映されておりません。

### 不法行為1(柳岡警察官)について (判決書15頁)

(概要) ハンターが知らぬ間に対面から私の畳に踏み込んで来て、至近距離30mから私の無意識下で(本件)発砲しました。これは「絵に描いたような一連の脅迫劇」の幕開けでした。なお柳岡は「発砲者には近日中に何らかの処分を行う予定である」と言いましたが、結局何もしていませんので、その場しのぎに嘘をついて私を騙したものと思われます。また、発砲者の身元を訊ねたのに「必要なら開示請求すればよい」と答えたことは、この時点で柳岡が何らかの違法性を感じていたことを示唆しています。

### 焦点

以下の①から⑤の観点ないし理由から、この発砲は当り前に違法です。  
各観点を数字で考えれば、この発砲の違法性を否定することは不可能です。  
①目の前に居る私を無視した傍若無人な発砲なので、その直接的意味が「お前の存在を消す

## ぞ」という生命への無言の脅迫であること

猟銃実射による脅迫ですから、極めて凶悪犯罪です。

## ②狙撃であれば殺人未遂であること

ハンターは私の背後方向に居たシカを狙ったと供述していますが、証拠は有りません。

獣達の住処であり足跡など常に有る山奥なので、足跡など証拠にはなりません。

真相は私を狙撃した疑いも有りますし、全ては脅迫の為の狂言であった疑いが強いです。

## ③無意識下での轟音という物理力による身体への直接攻撃なので、暴行罪であること

この轟音でショック死する人も居ると思います。

## ④狩猟法第38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当ること

## ⑤無意識下かつ畠に侵入したことから、自治の権利ないし自律権の侵害であること

## ⑥30m・無意識下・対面という条件の発砲事例は極めて稀有であることから、何らかの特別な意図を当り前に示唆していること

違法性が公知であることの証明だと思いますから、群馬県警に統計を提出させて下さい。

## **検討への反論**

・獣道うんぬんについては、既述の通り、獣の足跡は常に在る場所だということと、三日後の再現場検証の時に発見した足跡ですから、発砲時のものではありません。

なぜなら、真冬には多かれ少なかれ毎日雪が降りますから、足跡は当日中に消えます。

・客観的な計測結果に、銃声の轟音の大きさが抜けています。

また、計測の前堤が全て発砲者の供述の鵜呑みですし、逆に現実に獲物にかすってもいないことから、全てが発砲者の狂言である疑いが強いです。

・「村への出入り禁止」などと発砲者に言った覚えは有りません。

この時点では発想していませんし、被告の書面にも書かれてなかつたと思いますが、出典は?

・どっちが被害者かわからない旨の記述については、あまりにも不公平です。

私は狙撃ないし脅迫と感じていたのですから、アバラ骨の2~3本へし折ったとしても正当防衛になると思います。そういう危険行為だということです。胸倉掴んだぐらい何ですか?

以上から、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視しているので、不合理、不相当であり、「不合理性、不相当性が認められない」との結語には理由が有りません。

## **不法行為2(黒岩警察官)について (判決書16頁)**

(概要) 本件発砲の約二週間後の朝、発砲現場の手前約200mの通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり騒然としていました。

猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という、本件発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが当り前に推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

## **焦点**

その恣意性については詳しく話すと長いので、要点だけ説明します。

まず血痕が、通り道上に集中していたことから、99%以上、人為的な現象だと思います。

なぜなら、動物には通り道など関係ありません。

また、死骸が元々在った場所は、通り道から約20m奥まっているので、もし動物の仕業なら、わざわざ通り道まで血肉を持ち出す必然性が有りません。

普通に考えればハンターが獲物を捌いた結果と推定されますが、その捌いた場所が問題です。死骸が元々在った場所で捌いたとすると、血痕の恣意的偏在、つまり、間の20mにはほとんど無いのに通り道上に大量に集中していたことが極めて不審であり、無言の脅迫の意図を強く示唆しています。

通り道上で捌いたとすると、公道上ですから、もろに残渣放置規則違反ですし、また、わざわざ通り道まで持ち出す必然性が無いことや、本件発砲で処分を受けた上での狙撃グループの行為だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること、などから極めて不審であり、無言の脅迫の意図を強く示唆しています。

このように、ハンターが獲物を捌いた結果だとすれば、いずれにしろ脅迫の疑いが強いです。要するに、通り道上の血痕の事実が鍵を握っており、黒岩は認めたがりませんが、現場検証時にも黄色い輪郭の穴が通り道の雪の上に20か所ほど空いていたはずです。

①散乱状況に恣意的な偏在が見られたこと(死骸の元の場所から通路までの道中の約20mにはほとんど見られず、通り道上に集中していたこと)

黒岩は「むしろ死骸の周りに集中していた」と否定的ですが、撮影したはずです。

②痕跡から、撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること

つまり猪の血肉だけでなく、食肉加工の現場で出るような物も加えて撒いたと思われます。

1 脅迫を訴えているのですから、「誰が何の為に行った行為なのか」をまず確定させるべきところ、させなかつたことは初歩的過失であり、隠蔽を強く示唆しています。

黒岩は「残渣放置規則への抵触を念頭に調査したが、当該ハンターは判明しなかった」とのことですが、ハンターにも縄張りが在りますから、普通に考えれば狙撃グループの仕業です。狙撃グループが否定したのなら、逆に事件性は高まりますから、とにかく、大きなイノシシから弾丸を摘出して証拠を確保しておく必要が有りました。

2 狙撃者への処分の有無を知らないのに、頑なに事件性を否定したことは論理矛盾です血痕や猪の死骸の件についての事件性の判断に百倍くらいの差が出ます。

### 検討への反論

・通り道は確かに村道ですが、もう何十年も保守されていませんので、もちろん車は通れませんし、獣道同然の道に過ぎません。

真冬の積雪の中では、私とハンター以外には通る用事が無く、また、通り道の先に圃場が在るのは私だけなので、実質的に私道状態です。

判決では道路と呼んでいますが、私は通り道または通路という表現しか使わないので、意図的な言い換えを感じます。

また、この道が村と発砲現場との通り道であることをハンター達はよく知っています。

場所の公共性だけでは、本件発砲との関連や既述の恣意性を否定できません。

なお、本件発砲は私の畠であり、居合わせたのは私だけなのです。

以上から、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視しているので、不合理、不相当であり、「不合理性、不相当性が認められない」との結語には理由が有りません。

### 不法行為3(柳岡警察官)について (判決書17頁)

(概要) 血痕の散乱と同じ日の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。猟銃を使って殺した猪の死骸を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という、本件発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが当たり前に推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

なおここでは、既述の血痕の件と死骸の件を同時に訴えました。

#### 焦点

- ①二つとも通り道上だったこと(位置、偶発性1/100)
- ②クロイワ検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性1/100)
- ③現場検証時より一匹増えたこと 隠し持っていた疑い(偶発性1/100)

それまで動かなかった死骸が急に動き出す道理はありません。

柳岡は血痕も死骸もいずれも鳥の仕業と主張しておりますが、血痕の件を動物の仕業と見るのは既述の通り困難であり、死骸の件については、空飛ぶカラスが2つとも通り道上に落す確率は天文学的に小さく、また鳥や獸の習性として、持ち帰るつもりで動かしたのなら残さないことから蓋然性が有りません。

#### 検討への反論

- ・通り道が公道であることについての反論は既述の通りです。
- 以上から、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視しているので、不合理、不相当であり、「不合理性、不相当性が認められない」との結語には理由が有りません。

### 不法行為4(黒岩警察官)について (判決書18頁)

(概要) 前項の不法行為3の小猪の死骸が二つ通り道上に置かれていた件を黒岩にも訊ねたものであり、説明も同様です。

なお、黒岩はこれを獸の仕業だと言い張りましたが、既述の通り、99%以上、人為的な現象だと思います。

#### 検討への反論

- ・通り道が公道であることについての反論は既述の通りです。
- 以上から、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視しているので、不合理、不相当であり、「不合理性、不相当性が認められない」との結語には理由が有りません。

### ★猟銃脅迫事件の有力証拠の強調

以下の二つの証拠映像はいずれも脅迫の意図を示唆しており、たいへん重要なのですが、おそらく、当該訴訟によって初めて沼田署が目にしたものです。

なぜなら一つには、沼田署は事実経過⑩以後、猟銃脅迫事件に関する私の訴えをシャットアウトしたからです。

否定する根拠も無いのに訴えを受けないこと自体が極めて不当だと思います。

もう一つには、沼田署は決して、USBメモリーカードを受け取ろうとしないからです(ウィ

ルス懸念を口実)。

なおいずれも、前橋地裁で扱えるファイル形式ではないという連絡を別件で受け、ただいま差替えを検討中です。

甲 2-1 ハンターのつきまとい (偶発性 1/100)

狙撃グループリーダーの高橋和俊が、名札付きで単独で私の前に現れて威力を示しました。

①私の散歩の帰途に現れたこと(常時監視による待ち伏せの証左)

②夕暮れなのにハンターの恰好をしていたこと

③そこで車を降りて、立って見せる必然性が無いこと(目的地は 400m 先のダム)

甲 3-1、甲 3-2 通り道上の大猪の毛皮と元の場所(事実経過⑬) (偶発性 1/1000000)

こちらは不法行為 7 (イ)、甲 13-1 号反約書で高田に訴えております。

⑬2015. 3. 27 (火) 18:16 狙撃グループは、本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸を通り道で解体し、骨や肉はそっくり持ち去り、チャンチャンコ状態になめした胴体部の毛皮だけを、意味有り気に、通り道の雪の上に置いて威力を示しました。

①当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が有ったのなら、三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無いこと

②捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無いこと(残渣放置規則違反は自明)

③通り道上に置いて在ったこと

**不法行為 5 について (判決書 19 頁)**

**(ア) 牧島警察官らの不法行為について**

(概要) 夜間のゆうパックの再配達で、私が自宅の居間で居眠り中に、郵便局員が無断で住居侵入し、顔の横にゆうパックを置き去り、さらに該当配達証の私の受取サインを偽造して通常通り配達したかのように装いました。

これは、「我々はいつでもこのようにお前の不意を突けるのだぞ」という私の生命への無言の脅迫です。

翌日、サイトウ配達員に電話したところ、「原告本人がコタツの上のボールペンで自分でサインした」と供述したので、その場で確認したところ、その三色ボールペンは青色がセットされていました。

なお、コタツの上には、この他にはシャープペンしか有りませんでした。

ここでほぼ、サイトウの犯行を確信した私は、沼田署に通報して現場検証を手配したうえで、沼田郵便局オオフジ副部長に該当配達証の持参を要請しましたが、「一旦回収したものは絶対に局外には持ち出せない」と虚偽の理由で断られました。

やむなく翌日午前、沼田郵便局に出向き、該当配達証の現物を見たところ、黒色で書かれており、私の筆跡でもありませんでした。

私には配達に関する記憶が一切ありませんが、ほろ酔い気分でウトウトしていただけですし、私は前日の出来事を全て忘れるほど呆けてはおりません。

ですから、この受取サインは 100% 偽造ですし、そのように再三主張してきました。

該当配達証の受取サインが偽造であることと、私の指紋が無いことを検証するだけで立件で

きる(捜査令状が取れる)はずです。

### 焦点

①自分の筆跡ではないという経験則(蓋然性 99%)

②インクの色が供述と違うこと(蓋然性 99. 99%)

受取サインが偽造である以上、必然的に住居侵入と何らかの動機がほぼ確定します。

行為が有る以上は必ず動機が有るのです。

### (象徴的不合理発言)

甲 5 号反約書 P2 中 (マキシマ) そうすると、なに、黙って置いてったことが許せないつつこと? (説明) たった今、告訴状を読み上げたばかりです

甲 5 号反約書 P3 下 (マキシマ) 声掛けが無かったっていうのは、起きてないという認識だからっていうことで (説明) つまり牧島は無断の住居侵入だと認めている?

甲 5 号反約書 P4 中 (マキシマ) だって、真っ向から対立してるんですよ?

(説明) 事件性の認識基準を公平中正の要請にすり替えた詭弁です。

それなら主張が対立している限り、永久に摘発・検挙できません。

甲 5 号反約書 P4 下 (マキシマ) そこ行っちゃうと、全然俺んちわからない。そこ、それが動機だと言わると、ちょっとわからない。 (説明) 行為が在る以上は必ず動機が在ります。

甲 5 号反約書 P10 下 (被疑者不詳 S) あ、わかりました (説明) 本件について事件性無しと結論するんだったら必ず連絡くれと要請し、このように約しながら、反故にしました。

### 検討への反論

・ 形ばかりの捜査を行ったことが、どうして理由になりますか?

以上から、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視しているので、不合理、不相当であり、「不合理性、不相当性が認められない」との結語には理由が有りません。

### (イ) 狩野警察官の不法行為について

これは八つの不法行為の釈明を受けた時の私の錯誤かもしれません、この日が問題なのではなく、2017. 04. 14 11:18(甲 6)の宛名を沼田署に訂正後のものが問題なのです。

また、2017. 04. 24 16:04(甲 7)に電話で刑事課にこれを督促し、被疑者不詳が折り返し返事する約束を反故にしたことが問題なのです。

### 焦点 ☆沼田署の不当性

①毎回常に、本紙を受け取ろうとせず、その理由を訊ねても答えないこと

②毎回常に、受理しない理由をその後、告知しないこと(犯罪捜査規範 61・63 条違反)

### 検討への反論

よって違法な対応なので不合理、不相当であり、「無視行動は認められず」との結語には理由が有りません。

### 不法行為 6 (牧島警察官)について (判決書 20 頁)

(概要) 村人の石井恵子が、菩提寺の世話を装って、私の留守宅侵入を三度重ねました。

これは郵便配達事件の模倣犯であり、「我々はいつでもこのようにお前の不意を突けるのだ

ぞ」という意図の私の生命ないし財産への無言の脅迫です。

## 焦点

- ①既に人間関係が崩壊しており、無断で立入れる間柄ではなかったこと(偶発性 1/100)  
同じ月の村の集会で、超敵対的な妨害発言(郵便配達事件の紹介も)を重ねていました
- ②「他人に入りたくないから」と、一括前払の理由を告知済であること(偶発性 1/10)
- ③屋内に立ち入る必要性が無いこと(詳細は五つ) (偶発性 1/10)

### (象徴的不合理発言)

まず、告訴状を読み上げたそばからその内容をことごとく無視しています。

甲 8 号反約書 P7 中 (マキシマ) 非常識ってな、犯罪行為じゃねえだろ?

(説明)虚偽です。犯罪はすべからく非常識です。どうしてこれが根拠になりますか?

甲 8 号反約書 P7 中 (マキシマ) 渡さないよ、自分でい、持って行きなさいよ、行くなら。郵便屋じやねえよ (説明)告訴状を受理拒否しました。規定上、場所の制限はありません。

甲 8 号反約書 P11 上 なぜポストでは駄目なのか?に対し、(マキシマ) 本人に聞かなきやわかんねえよ (説明)それが事件性というものです。

甲 8 号反約書 P11 下 (被疑者不詳 V) 脅迫って言ってるけど、向うが脅迫してるかもわかんないし、今井さんがそう言っているだけであって一方的に書いてるだけだよね?

(説明)一方的に根拠無く否定するのは警察です。

甲 8 号反約書 P11 下 (被疑者不詳 V) 私達は今井さんの立場に立つこともできないし、相手の立場に立つこともできないし、中立なんだから (説明)事件性の認識基準を公平中正の要請にすり替えた詭弁です。それなら主張が対立している限り、永久に摘発・検挙できません。

甲 8 号反約書 P13 下 合理検査とは何ですか?に対し、(被疑者不詳 V) 何ですか? わかんないす (説明)わからない人は現場検証できないはずです。

## 検討への反論

- ・形ばかりの検査を行ったことが、どうして理由になりますか?
  - ・事件性の鍵は「崩壊済の人間関係」なのに、全く検証していないことは大きな過失です。
- 以上から、①私が訴えた当り前の疑いを②根拠無く無視しているので、不合理、不相当であり、また、告訴状を受理拒否したことは違法であり、「不合理であるとか不相当性であるなどとはいえない」との結語には理由が有りません。

## 不法行為 7 について (判決書 21 頁)

### (ア)川田警察官の不法行為

川田(経過 2 3、甲 9、甲 12)と高田(経過 2 4、2 5、2 6、甲 13-1、甲 13-2、甲 14、甲 15)は以下のような、全く同じ不法行為類型で、高田のほうが不当性は高いです。

そんなわけで、川田の反証書は提出しませんでした。

## 焦点

- ①署長を指名した電話に勝手に出て来て(信義則違反)、
- ②私が猟銃事件等の事件性を充分に説明し、後日の回答を約して初日の電話を切りますが、
- ③後日、いざ回答を求めるに態度が豹変し、回答の約束を反故にします(著しい信義則違反)。

④かといって署長にも戻そうとしません(極めて理不尽で著しい信義則違反)。

要するに、極めて詐欺的な対応であり、また、訴えた事件性を無視していますから、内部牽制の要請(警察法2条ほか)や犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)の放棄です。

### 検討への反論

- ・川田は甲9の録音の中で、回答を約しております。
- ・訴えた事件性を無視しています。

被害の届出ですから、対応しないという結論に至ったのであれば、その旨の告知が必要です。  
(犯罪捜査規範61条)

以上から、①私が訴えた当り前の疑いを②根拠無く無視しており、また、取扱不備であり、内部牽制の要請や犯罪告発義務の放棄なので、不合理、不相当であり、「理由が無い」との結語には理由が有りません。

### (イ)高田警察官の不法行為

これは八つの不法行為の釈明を受けた時の私の錯誤かもしれません、高田の不当性は、平成30年12月25日付の準備書面(4)や、平成31年4月26日付の準備書面(7)第4各不法行為の補足の通り、とても数行で表現しきれないので行為類型として記述しております。

#### 焦点

- ①署長を指名した電話に勝手に出て来て(信義則違反)、
- ②私が猟銃事件等の事件性を充分に説明し、後日の回答を約して初日の電話を切りますが、
- ③後日、いざ回答を求めるに態度が豹変し、回答の約束を反故にします(著しい信義則違反)。
- ④かといって署長にも戻そうとしません(極めて理不尽で著しい信義則違反)。

要するに、極めて詐欺的な対応であり、また、訴えた事件性を無視していますから、内部牽制の要請(警察法2条)や犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)の放棄です。

#### (象徴的不合理発言)

甲13-1号反約書P7上(タカダ)それはイマイさんの主張であって

(説明)私の主張に過ぎないとする根拠を示していません。これが沼田署の典型的対応です。

甲13-1号反約書P8上(タカダ)はい、わかりました

(説明)このように、柳岡と黒岩に質した結果を報告することを約束しました

甲14号反約書P1下(タカダ)イマイさんの考えはイマイさんの考えでやってくださいよ

(説明)前項の約束を反故にしています

甲14号反約書P1下(タカダ)私どもでは判断できないですよね?

(説明)虚偽です。全警官に内部牽制の要請や犯罪告発義務が在ります。

甲14号反約書P2上(タカダ)それを警察に求めるのはおかしくないんですか?

(説明)虚偽です。全警官に内部牽制の要請や犯罪告発義務が在ります。

甲14号反約書P2上(タカダ)だから、私達はそういう立場ではないでしょ?

(説明)虚偽です。全警官に内部牽制の要請や犯罪告発義務が在ります。

甲14号反約書P3上(タカダ)それはここではありませんよ

(説明)虚偽です。全警官に内部牽制の要請や犯罪告発義務が在ります。

甲 15 号反約書 P1 下(タカダ) どうしても、いや、その、用件が無いから

(説明) 誰も答えようとしないから署長の見解を問う、と初めから言っています

甲 15 号反約書 P1 下(タカダ) それはだから、イマイさんの考えだからね

(説明) 私の主張に過ぎないとする根拠を示していません。これが沼田署の典型的対応です。

#### 検討への反論

- ・ 判決書 22 頁 L5 「既に説明している」は虚偽です。訴えた事件性を常に無視しており、一度もその根拠を示しておりません。

以上から、①私が訴えた当り前の疑いを②根拠無く無視しており、また、取扱不備であり、内部牽制の要請や犯罪告発義務の放棄なので、不合理、不相当であり、「特段不合理、不相当ではなく」との結語には理由が有りません。

#### (ウ) 渡邊警察官の不法行為

猟銃脅迫事件の沼田署による隠蔽を県警本部・監察室に訴えました。

監察室というのは、内部牽制機能を担う専門部署ですから、問題の「沼田署が事件性無しと判断したのなら、そういうことでしょ?」という発言は、職責から見て、普通は思っても口に出せるものではなく、包囲網の威力と非人間扱いを当り前に示唆しております。

#### 検討への反論

訴えた当り前の疑いを否定する根拠を示しておりません。

以上から、①私が訴えた当り前の疑いを②根拠無く無視しており、また、取扱不備であり、内部牽制の要請や犯罪告発義務の放棄なので、不合理、不相当であり、「違法であるということはできない」との結語には理由が有りません

#### 不法行為 8 について (判決書 23 頁)

##### (ア) 萩原事務職員の不法行為

都心の銃声と同質の脅威を通報したのに、それを否定する根拠を示しておりません。

少なくとも、禁猟期間中の特例発砲の認可権限を持つ、みなかみ町獣害対策センターに何も照会していないことは確認済です。

私個人への脅迫を否定するなら、逆に無差別テロ(公益侵害)の脅威が有ります。

#### 検討への反論

- ・ 私に何も連絡が無い以上、私としては無視としか言いようが有りません。

以上から、緊急通報を根拠無く無視したことは、①私が訴えた当り前の疑いを②根拠無く無視しており、また、警察の職責から見て取扱不備なので、不合理、不相当であり、「前堤において理由がない」との結語には理由が有りません

#### (イ) 野口警察官の不法行為

まずこれは電話ではなく、沼田署での会見(甲 20-1、甲 20-2)です。

署長の見解を問いたいので今度こそきちんと伝えて欲しいことと、三日以内に連絡が無ければ答える意思が無いものとみなすと伝えました。

それから、2017.10.07 12:48 の沼田署への銃声通報が全く無視されていることと、2017.10.22 15:33 の新たな銃声の事実を告げ、その録音を 5 回ほど再生しました。銃声への対応については前項の(ア)萩原事務職員と同様です。

### 検討への反論

要するに、都心の銃声と同質の脅威を訴えたのに、それを否定する根拠を示しておりません。  
以上から、銃声の通報を根拠無く無視したことは、①私が訴えた当り前の疑いを②根拠無く無視しており、また、警察の職責から見て取扱不備であり、内部牽制の要請や犯罪告発義務の放棄なので、不合理、不相当であり、「違法であると認めるに足りる証拠がない」との結語には理由が有りません

### 当該訴訟における私の基本的主張

#### 第1 共通の不当性 (平成31年4月26日付の準備書面(7)より引用)

言い換えると、私が訴えた事件性(最大要素)を常に根拠無く無視しているということです。ですから警察の場合は警察法や犯罪捜査規範を始め根拠法への違反であり、また、自決権を始めとする人権(ないし人格権)の侵害による手続妨害であることも自明です。  
最も重要なのは、最大要素が欠落していることやその対応の不合理性(違法性)は誰が考えても歴然なのに、それを認めようとしない点に故意も現れているということです。

#### 各原事件の焦点 (平成30年12月25日付の準備書面(4)より引用)

なおこれらは原事件の事件性の強調の為の記述であり、いずれも沼田署による隠蔽が伴っており、それ自体も別の大きな恣意性ですが、ここでは触れません。

#### 獵銃脅迫事件(詳細は訴状に記載の通りです)

狙撃グループの脅迫目的は、おそらくは2009.02.20 の私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の脅迫効果が薄れつつあると感じた為に起こした、包囲網による直接的な脅迫の第二弾と思われます。

つまり群馬県警には警視庁・埼玉県警による巨大不祥事の組織的隠蔽という有力かつ明確な動機(高度の恣意性)が存在します。

##### I 最初の狙撃の際立った異常性(事実経過①)(偶発性 1/100000000)

①私の知らぬ間に(無意識下で)正面方向から私の畳の中に約30m 踏み込んで、いきなり②至近距離30m から、③ほぼ対面で発砲しました。当日は晴天で風も強くなくて、④視界は良好で両者を遮る物は何もありませんでした。

私は焚火を挟んで発砲者と対面方向で椅子に腰掛けて火を眺めていました。

彼は私の正面から畳の中深くまで踏み込んで至近距離から狙撃することによって、脅迫行為であることを敢えて視覚的に私に明示したのだと思います。

私が最初に目撃したのは発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作です。

##### 1 明らかに違法な発砲であること

まず、狩猟法第38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当ります。

また、無意識下という状態を承知の上で轟音による物理力を直接行使したことにより、暴行罪にも当ります。

発砲者に聞こえる音よりも、銃口が向いている方向で聞こえる音のほうが大きいことは言うまでもありませんし、轟音でショック死する惧れも感じました。

私が居たことは認識していたと供述していますし、発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作は、私の無意識への表象(認識)を証明しておりますから、故意は否定しようがありません。重要なのは、私が無意識の状態にあることを承知の上で発砲したことの恣意性です。

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンパーを着用しており、私の対面方向から煙に侵入しましたから、ほんの一呼吸待てば私が発砲者に気付いたと思われますが、なぜそれを待たなかつたのかが極めて不審です。

そもそも焚火をしている人間の近くにノコノコ現れる鹿がいるものなのか、甚だ疑問ではあります。そういう鹿であれば、慌てて撃たなくとも逃げないのではないかと思います。つまりこの恣意性とは、轟音によって驚かせようとしたのか、あるいは真の銃口の方向を目標させまいとしたのか、その二つの意図を両方持っていた疑いが強いです。

言い換えると、違法性が自明だからこそ、前例の無いほど稀有な発砲なのだと思います。

## 2 この発砲に高度の恣意性を感じないことの異常性

このような①獵銃で、②発砲者は被害者を認識しつつ、③被害者は無意識下で、④至近距離で、⑤ほぼ対面で、という条件に該当する発砲の出現確率の統計情報を開示してください。それから、この発砲の再現実験を要請します。使用した弾丸の種類が特定できないなら、可能性の有るもの全てについて音の大きさの計測数値を示してください。

それらの数値を踏まえて、この無意識下の発砲に恣意性を感じないことに合理性が有るか否かを検証すべきだと思います。

たとえば、この出現確率が一万分の一だったとして、残りの99.99%は偶然ではない確率、すなわち何らかの特別の意図(恣意性)を示していると考えます。

(なお、この至近距離の定義は、狙撃すればほぼ確実に命中する距離、または轟音が暴行に当る距離であり、直感的には直線距離50mくらいまでかと想定します)

## 3 被疑者の主張を盲信することの異常性(狙撃=殺人未遂の疑いを無視)

確かなことは発砲者と私との位置関係だけであり、その他の状況、つまり獲物が実在したか否かや、銃口の方向、着弾点などは証拠が無いのであり、全て発砲者の言葉を鵜呑みにしているに過ぎません。つまり全てが脅迫者である発砲者の口実であり狂言である惧れを否定できません。現実に獲物にかすってもいないので。

## 4 私の主張を根拠無く否定することの異常性

ヤナオカは違法ではないと言っただけで、一度も法律名を告げておりません。

また、脅迫である、少なくとも何らかの特別な意図であるとする私の訴えを、告知が無かつたことだけに固執して否認し続けました。

つまり違法ではないことや恣意性を否定することの合理的根拠を一度も示しておりません。銃器の殺傷力は自明ですから、害意の対象も自ずと生命か身体に絞られます。

つまり無言の脅迫を否定する根拠など無いのです。更に言えば、たとえ脅迫の定義には該当しないとしても、既述の何らかの高度の恣意性を否定できないのです。

無言の脅迫とされた判例がいくつもあることをたとえ知らなかつたとしても、「銃器による脅迫に言葉が必要ですか?」と抗議されても見直していないのですから、故意は明らかです。

## II 後続の脅迫行為の数々(事実経過③、④、⑤、⑪、⑬、⑯、⑰、⑱、22、27、28)

これらは既述の発砲の恣意性の上に、それぞれ別の恣意性として存在しますから、総合的な恣意性の確率としては掛け算になることは言うまでもありません。

### 1 狙撃者への処分の有無を秘匿し続けたこと(偶発性 1/100)・・・警察の恣意性

この存否は、その後の血痕や猪の死骸の件についての事件性の判断に大きく影響したはずです。

当事者の私が再三質問している(甲 27、甲 29 など)のに、今まで答えなかつたことは、それだけで訴訟の妨害であり不法行為だと思います。

ちなみに賠償請求の為に発砲者の身元を教えて欲しいという要請も無視し続けています。

### 2 通り道上の血痕の散乱(偶発性 1/100000000)

(1)位置的恣意性が極めて高いこと(死骸の場所から通路までの道中の約 20m にほとんど見られず、通路上に集中していたこと) つまり散乱状況に恣意的な偏在が見られました。

#### (2)撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること

捌かれたのはウリ坊二匹のはずですが、それを遙かに超える量が脅迫目的で撒かれたと思われます。通路上に大きな穴が二十個ほど空いていたのをクロイワも見たはずです。

また、集まっていた一万羽の鳥もそれを物語っています。これも再現実験を要請します。

どれぐらい撒けばどれくらいの穴ができ、また、どれくらいの数の鳥が集まるのか?

#### (3)何らかの注意なり行政処分を受けた狙撃グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること

クロイワによると「残渣放置規則(狩猟法第 18 条)への抵触を念頭に調査した。しかし、当該ハンターは判明しなかつた」とのことですが、これでは調査したことになりません。大猪の死骸には弾丸が残っていたはずです。

そうすると放置した正当理由は今だ不明ということですか? ハンターにも縄張りがあるので、普通に考えれば 99% は狙撃グループの仕業だと思いますが、狙撃グループは否認したのですか? もしそうであるならハンター以外の者の仕業ということになり包囲網による常時監視の証明となります。

### 3 ④2015. 1. 26(月)17:00 頃、小猪の死骸が二つとも私の帰途上に出現したこと(位置、偶発性 1/100)、また、クロイワ検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性 1/100)

獣や鳥が動かす可能性は隕石に当るがごとく、無視できるほどに小さいと思います。

鳥はおそらくクロイワの検証時点で既に一羽も居なかつたと思います。

また獣の習性として、持ち帰るつもりで動かしたのならそうするはずです。

繰り返しますが、この再現実験を百回行っても一度も通路上には残らないと思います。

### 4 ⑯2015. 3. 27(火)18:16 大猪の死骸が解体され、その毛皮だけが私の通路上に置かれて

### いたこと(甲 3-1、甲 3-2)(偶発性 1/10000)

もし当初置き去りにした正当な理由(感染症など)が本当にあったのなら、二ヶ月以上経つてから腐乱した獲物を捌いて持ち去る理由が有りません。極めて不審な行為です。

### 5 群馬県警の恣意的な対応(偶発性 1/100000000)

#### 郵便局事件(詳細は訴状に記載の通りです)

20170405 20時頃、沼田郵便局サイトウは、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしていた私の睡眠中に住居侵入し、ゆうパックを顔の横に置き去りました。私は目が覚めるとすぐにこの不審に気がつきました。配達を受けた記憶が全くありませんし、不在時連絡票もそのまま残っていました。今にも転げ落ちそうな場所に置いたまま寝転ぶはずもありません。翌日 0406 の日中にサイトウに電話したところ、私が配達票を受け取って、コタツの上のボールペンでサインしたと言いました。しかし、その場で確認すると、その三色ボールペンは晝になっていました。コタツの上にはシャープペンとこのボールペンしかなく、このボールペンは滅多に使いません。ここでサイトウの犯行を確信した私は、さっそく通報し、みなかみ交番から現場検証に来てもらう手はずになりました。一方で、沼田郵便局オオフジに電話し、現場検証に必要なので該当配達証の現物を今すぐ持参してほしいと要請したところ、「一旦回収したものは絶対に外に持ち出せない」と断られました(これが虚偽であったことが約半年後に判明しました)。翌朝 0407、沼田郵便局に出向き、配達証の現物を確認したところ、黒インクであり、かつ私の筆跡ではありませんでした。

さっそく通報し沼田署のマキシマに現場検証を要請しましたが不当にも却下されました(甲 5)。

動機は、私の叔母の太田まり子の殺害(の疑い)に東村山郵便局が関与している疑いが強く、その関連での脅迫による隠蔽と推定します。

整理しますと以下の通りであり、脅迫目的が肯定できないにせよ、何らかの恣意性の存在に疑いの余地はありませんから、これで捜査令状が取れぬはずはありません。

- ・本人の私が筆跡が違うと確信している事(偶発性 1/100)
- ・インクの色が証言と違う事(偶発性 1/100)
- ・該当配達証に私の指紋が無い事(偶発性 1/100)
- ・オオフジが嘘をついていた事(偶発性 1/10)
- ・沼田署の異常な対応(偶発性 1/100000000)

#### 石井恵子事件(詳細は補足説明書と甲 8 反訳書に記載の通りです)

要は、郵便局事件の模倣犯であり、世話を装って留守宅への侵入を三度繰り返しました。沼田署は主に村八分の状況を理解しないことや虚偽によりこれを隠蔽しました(甲 8)。  
1. 人間関係が完全に崩壊しており、無断で留守宅内に立入れるはずがなかったこと  
2. 公衆の面前で私の発言を二度も妨害したことと暴言であること、郵便局事件の直接的隠蔽であること(偶発性 1/100)---  
2. 異常な村人達の対応(録音有)が包囲網であることを示唆(1/100)---

## II 屋内侵入の正当性が無いこと

- 1 「自宅に出入りされたくない」と告知済のはずであること(1/10)
  - 2 二回目からは玄関扉に「立入禁止」と大きく書いてあったこと(1/10)
  - 3 当日の天候が主張とは違っていたこと(二回とも風雨が弱い)(1/10)
  - 4 二回目の配り物は重要なものではなく、そもそも屋内に立ち入る必要が無いこと(1/10)
  - 5 二回目は雨天の留守中という状況を狙って半月以上待っていたと思われること(1/10)
  - 6 三回とも物を使って自分の行為であることをアピールしていること(1/2)
- III 無意識の不意を突く行為という、サイトウ郵便局員の住居侵入との共通性(1/10)
- IV 沼田署の異常な対応(偶発性 1/100000000)

## 結論

この判決は、掲げた全不法行為において、①私が訴えた当り前の疑いを、②根拠無く無視しているので、当り前の判断要素が根拠無く欠落しており、成立要件を満たしていないので、理由がなく、当然に無効です。

## 附属書類

1 控訴状副本

1通

以上

## 準備書面 1

令和元年 10 月 3 日

東京高等裁判所 御中

原告 今井 豊

本書は、第一審の不当性を補足し、あわせて、猟銃脅迫事件の焦点の記述を訂正します。

### 第 1 第一审の不当性

#### 1 原告の当り前の訴えを無視することによる、犯罪の隠蔽です

当該事件における、私の当り前の訴えとは、要するに、警察の対応には、常に、実質が無いということです。外形の問題ではありません。

理由を示した場合でも、その蓋然性が無いので、実質的に、理由が無いということです。訴えた被害(最大要素)を、常に、根拠無く、無視しているということです。

ですから、常に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61 条違反)なのです。それを繰り返し強調して来たのに、そのそばから、判決も、根拠無く、無視しています。

原告である私の、真の訴えに比し、判決の理由が、極めて一面的で片手落ちです。

このような判決の不当性は、大別すれば以下の三つと考えます。

①原告である私の訴えの核心を、実質的に、根拠無く、無視していること(訴えの偽装)

私の訴えの核心を判定していないので、言わば別事件であり、また、実質的に理由が無いことから、当り前に、判決として無効です。

また、当り前に、自決権ないし自律権と裁判を受ける権利の侵害です。

②当り前の経験則(高度の蓋然性)を、実質的に、根拠無く、無視していること(事実の否定)  
事実認定という、司法の本質的役割を放棄しております。

言い換えると、極めて不公平かつ理不尽に、一方的に警察の鵜呑みということです。

警察の不当性は、文面審査だけでわかるはずです。

③受けた判決の正当性が世に示されないこと(裁判記録としての不備)

私の当り前の訴えとは、常に、脅迫(違法性)の疑い、つまり、稀有な行動の裏には特別な動機が在るはずだという、当り前(最大要素)の、刑事的経験則です。

それを警察が、常に、根拠無く、無視したのですから、職責に鑑みて、極めて犯罪的です。最大の判断要素が、常に、根拠無く、欠落しているのですから、適正不適正というレベルではなく、当り前に、無効です。

無視でないなら、判断根拠を示せと言っているのに、示したこと也有りません。

無視した根拠を示さないことは、訴訟法的には、完全陳述義務(民訴規 79-3)ないし事案解明義務違反であり、当り前に、隠蔽の擬制自白です。

それを訴えているそばから、裁判官が、なおも無視して、更に隠蔽を重ねたということです。これらは、形だけの捜査や裁判であり、まさに私への非人間扱いです。

要するに、不当性が著しく、程度問題として職権濫用であり、正当業務行為などではないので、少なくとも故意または過失であり、控訴だけで済む話ではないということです。

そして、私の訴えの核心を欠落させることによって、その判決の不当性を隠蔽しています。これは現行制度の悪用によるものです。

もしこのような、当り前を認めない判例が横行したならば、判例が持つ、同様事例への拘束力によって、いずれ当り前に、社会秩序が乱れますし、その判例の不当性も露見しますから、それを隠蔽する為に、訴えの核心を無視し、訴えを偽装しているものと思われます。

私の真の訴えと比較すれば、その不当性は自明で、およそ判例として後世に残せるような代物ではなく、通常はなしえない判決となることから、三審ともこうした訴えの偽装を繰り返す予定であろうこと、も覗えます。

## 2 原告の訴えを正確に記録しないと、裁判の適正が確保できません

裁判所は代表的な国家権力機関ですから、常に当然に、適正性が要請されているはずです。また、裁判を受ける権利というのは、公正な裁判によって、終局的に紛争の解決を図ること、ひいては社会正義を実現すること、が前提目的のはずですし、その中には、受けた判決の正当性が世に示されること(一般人の監視下に置くこと)も含まれているはずです。

しかるに、現行制度が、判決書の事案の概要ないし原告の主張を、ありのままではなく、裁判長の心証で記述していることは、既述のような、訴えの偽装による隠蔽の温床となる惧れが在り、その場合には、原告の真の訴えが闇に葬られ、その判決の正当性が世に示されない為、裁判の適正が確保できないことから、原告の権利の侵害に当ると考えます。

皆が包囲網である世界では、どんなに不当な判例であろうと、その判例を見ようとする人も、引用しようとする人も居ない状況が予想され、しょせん、何をやっても無駄ではあります、判例が持つ同様事例への拘束力こそが、唯一の抑止力だと思います。

しかるに、原告の訴え自体が隠蔽され得る現行制度では、その抑止力すら期待できません。全てを記録することが訴訟経済として現実的でないのなら、部分的に、例えば請求の趣旨欄と請求の原因欄だけは正確に判例に残すというような制度に改める必要が在ると思います。

## 3 故意の司法権の濫用と思われる事例の摘示

以下の無言の脅迫の意図は、「お前の訴えなど、我々が全て握り潰すぞ」と思われます。

### ①前橋地裁沼田支部 H29 ワ 26 慰謝料請求事件(吉田達二裁判長)の判決

不法行為を「被害届を無視したこと」から、「捜査しなかったこと」にすり替えています。

→前橋地裁 H30 ワ 358 慰謝料請求事件(菅家忠行裁判長)・・・係属中

### ②前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件(渡邊和義裁判長)の 20190829 判決 後述の通り

8 不法行為とも、訴えた被害を否定する根拠が無いことを判定していません。

### ③前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件(渡邊和義裁判長)の 20190926 判決

核心の不法行為が判決から欠落し、残り 4 つとも、訴えた被害を否定する根拠が無いことを

判定していません。

特に、核心の不法行為 1 (殺人の事故への偽装)が、欠落している点は、これらが他の四つの不法行為の前提となる基礎事実ないし主要事実であることから、極めて重大であり、私が 20190910 に提出した、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の控訴状(東京高裁 R1 ワネ 26)の主な控訴理由が、原告の訴えの核心を無視している点であることについて、彼が既知のはずであることから考えて、当たり前に、故意の無視の反復を示唆しており、また、私の従来からの主張である、「抗議などすれば、益々加害を激化させる(反復と激化)」という包囲網の威力の特徴を裏付けております。

④前橋地裁の菅家忠行裁判官が、釈明も事務連絡もせずに 5 件を一年も送達しなかったこと  
また、他の職員らも内部牽制の要請を無視 → 前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料請求事件(合議体)

⑤渡邊和義裁判長の威力を示唆する発言

令和元年 9 月 12 日 10:40 頃、前橋地裁 21 号法廷での前橋地裁 R1 ワ 301 慰謝料請求事件の第一回期日の終盤、渡邊和義裁判長が私に、「お気を付けてお帰り下さい」と言ったことは、蓋然性として、まさに梨下の冠であり、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の訴状の一部である、被害届 2018 の 9 頁上段に書いてある通り、包囲網の合言葉に相違無く、その意図的反復による威力の誇示であることを、当たり前に、極めて強く示唆しております。

言わされたのはこの時が初めてですが、このように場違いな、必然性の無い発言の裏には、何らかの動機が在るはずだというのも、当たり前の、経験則です。

#### 4 当該事件での、私の当たり前の訴え

**獵銃脅迫事件** 前橋地裁 H30 ワ 356、前橋地裁 R1 ワ 289、東京高裁 R1 ワネ 26

(1) 20150111 にハンターが知らぬ間に私の畠に侵入し、私の無意識下で、至近距離約 30m から、対面で、発砲しました。

驚いた私が最初に見たのは、この発砲者が銃口の向きを遠ざける動作です。

これは、目の前の私の存在を無視した、あまりにも傍若無人な発砲なので、当たり前に、獵銃の濫用による以下の意図が疑われますから、普通はやらないはずです。

それを承知の上で、なぜ敢えて発砲したのか?が、当たり前に、事件性の焦点です。

極めて稀有な発砲であること、つまり、同様事例の統計的希少性は、公知の違法性の証左であるから、何らかの特別の意図に違いないと何度も強調し、合理検査を促しています。

稀有な行動の裏には何か特別な動機が在るはずだという、当たり前の、こうした刑事的観点を。各県警とも、常に、根拠無く無視している(認めようとしない)のです。

1 共通の違法性 至近距離であること 以下の意図と無関係

①狩猟法第 38 条 3 違反 「弾丸の到達するおそれのある人」に当る疑い (90. 00%)

2 私の無意識を知っていたことによる疑い 遠ざける動作が表象

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンバーを着て、対面方向から来ましたから、ほんの一呼吸待てば私が気付いたと思われますが、それを待たなかつたことが極めて不審です。

また、焚火をしている人間の近くにノコノコ現れるような鹿が実在する信憑性も低いですが、

そういう凶太い鹿であれば、慌てて撃たなくても逃げないはずです。

ア 不意の轟音によって驚かせようとした疑い

②暴行罪 無意識下での物理力(轟音)による直接攻撃 計測値が必要 (90.00%)

③殺人未遂罪ないし未必の殺意 ショック死する惧れが有ります (50.00%)

イ 外した狙撃を隠蔽しようとした疑い ③殺人未遂罪ないし未必の殺意 (50.00%)

シカは狂言の疑い(遠ざける動作、獣は焚火の近くには現れない、シカに掠ってもいない)

発見された足跡は、三日後の再現場検証時の物ですから、別物です(毎日雪が降ります)。

そもそも獣達の住処同然の山奥ですから、足跡など、常に、どこにでも、在ります。

ですから、私の背後方向にも足跡は在ったはずですが、調べてもいません。

B 「お前の存在を消すぞ」という、脅しの意図の疑い

④脅迫罪 私の生命への無言の脅迫 (99.00%) 正面 侵入 30m →私への脅迫の明示

⑤自治権(自律権)の侵害 畑に侵入、至近距離、無意識下 (100%)

不意の轟音は、私の意識を無理やり暴力的に破り、人格的生存や、静穩権を脅かしています。

C 「お前など人ではない」という侮蔑の意図の疑い ⑥侮辱罪 無言 (99.00%)

周囲では、お仲間達がこの発砲を見つめていたはずですから、「公然と」に当ります。

(2) 20150126の朝、発砲現場の手前約200mの通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり、騒然としていました。

まず血痕が、通り道上に集中していたことから、99%以上、人為的な現象だと思います。

ハンターが獲物を捌いた結果と推定されますが、その捌いた場所が問題です。

死骸が元々在った場所は、通り道から外れて、約20m奥まっているのです。

①散乱状況に恣意的な偏在が見られたこと

まず、死骸が元々在った場所で捌いたとすると、その20mにはほとんど無いのに、通り道上に大量に集中していたことが極めて不審です。

また、通り道上で捌いたとすると、公道上ですから、もろに残渣放置規則違反ですし、また、わざわざ通り道まで持ち出す必然性が無いことや、さらには、処分を受けた発砲者グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること、などが極めて不審です。

このように、いずれの場合でも辻褄が合いません。

②痕跡から、撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること 別物の混入の疑い

③先の発砲から間もないこと

I 脅迫を訴えているのですから、「誰が何の為に行った行為なのか」を、当たり前に、まず確定せるべきところ、これを怠ったことは基本的過失です。

具体的には、大きな猪の死骸から弾丸を摘出して、証拠を確保しておく必要が有りました。

II 発砲者への処分の有無を知らないのに、頑なに事件性を否定したことは、論理矛盾です。

(3) 20150126の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。

①二つとも通り道上だったこと(位置、偶発性 1/100)

②黒岩警官の検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性 1/100)

それまで動かなかった死骸が、急に動き出す道理はありません。常時監視の証左です。

③現場検証時より一匹増えたこと どこかに隠し持っていた疑い(偶発性 1/100)

柳岡警官は、血痕も死骸も鳥の仕業と主張しておりますが、血痕の件を動物の仕業と見るのは既述の通り困難であり、死骸の件については、空飛ぶカラスが2つとも通り道上に落す確率は天文学的に小さく、また、持ち帰るつもりで動かしたのなら残さないと思います。

**(4)** 20150327の朝、チャンチャンコ状態になめした大猪の胴体部の毛皮だけが通り道上に置かれていました。 B-甲3-1、B-甲3-2 (偶発性 1/1000000)

- ①当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、発砲から三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無いこと
- ②捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無いこと(残渣放置規則違反も自明)
- ③通り道上に在ったこと
- ④獣の仕業なら、骨がそっくり消え去ることは考えられないこと

**(5)** 以後今日まで、発砲グループによる、つきまといや威嚇発砲が続いています。

また事実経過欄に記載の通り、関連と思われる、発砲音(爆竹花火のような音)や、深夜のハンターの狩猟時の合図の声など、不審な現象が、私の身辺で日常的に記録されています。

20150221 高橋和俊のつきまとい映像 B-甲2-1 (偶発性 1/100)

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで私の前に現れて威力を示しました。

- ①私の散歩の帰途に現れたこと(常時監視による待ち伏せの証左)
- ②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、必然性無し)
- ③そこで車を降りて、立って見せる必然性が無いこと(目的地は400m先のダム)

#### (説明)

(2)の血痕も、(3)や(4)の死骸も、猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「二の猪のようにお前を殺すぞ」という意図の、発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが、当たり前に、推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

沼田署は(3)以後、この事件について、無条件に受付拒否しています。

ですから(4)と(5)は、これまで訴える機会がほとんどありませんでした。

以上の私の訴えの核心が、当たり前で不可欠の蓋然性であることと、それが実質的に根拠無く無視されていること、を必ず判定願います

## 5 動機は、包囲網としての社会的村八分です

慣習上の偏見(据膳喰わぬは男の恥)に由来する、社会的村八分です。

## 第2 貴所による破棄自判を希望します

第一審判決の狙いは、無効取消による原審差戻しを意図した時間稼ぎとも思われます。

以上

## 東京高裁R1ネ4109 慰謝料請求控訴事件 原告 今井 豊 被告 群馬県 証拠説明書(証拠申出書)B 20191028追加分

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲302 (追加)	既提出の証拠のうち、再生不能の6ビデオファイルの再提出	USBメモリー 20191028 原告作成	<p>立証すべきは、第一審(前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件)の手続的瑕疵(推定)と群馬県警の不適正な捜査です。</p> <p>既提出の<u>甲1</u>、<u>甲2-1</u>、<u>甲2-2</u>、<u>甲3-1</u>、<u>甲3-2</u>、<u>甲22</u>、の6ビデオ映像については、Windows 7 のmedia playerでは再生できるのに、前橋地裁の標準装備である、Windows8.1では再生できないこと、つまり、Windows相互の互換性の問題が判明しましたので、movie makerで其々mp4ファイルに再編成し、ここに再提出します。</p> <p>ちなみにシステム的には、8.1のほうに映像の再生に必要なコーデックが不足しているものと思われます。</p> <p>これらは、一連の無言の脅迫行為そのものであり、<u>いずれもその重要な証拠なのに、第一審で見ていないことは明らかです。</u></p> <p><u>これらを見ずに、どうやって本件発砲との関連性が判断できたのでしょうか？ 群馬県警の捜査にも、同じことが言えます。</u></p>